

## 日本スポーツ振興センターの主な問題点

2015.8.7 NPO法人ジェントルハートプロジェクト

武田さち子

### 1. 高校生の給付について

文科省発表の「平成 25 年度の児童生徒の自殺の状況」で、小学生 4 人、中学生 63 人、高校生 173 人。

「自殺した児童生徒が置かれていた状況」で高校生の自殺 173 人中、「いじめの問題」2 人(1.2%)、「教職員との関係での悩み」1 人(0.6%)、「不明」87 人(50.3%)です。

高校生の自殺は中学生の 3 倍近くあります。しかし、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、センターという)は、新しい法律の新しい知見にあわせてセンター法を改正することなく、今だに高校生の自殺は故意による死亡とみなし、原則、死亡見舞金を支給しない方針をとっています。

自殺は、心理的に「追い込まれた末の死」です。これは、「自殺総合対策大綱(平成 19 年 6 月閣議決定)」の「自殺対策の基本認識」に、「多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」ということができる。」と明記されている通りです。子どもであれば、周囲や社会的要因からの影響で心理的に追いつめられやすいことは容易に想像できます。

学校保健安全法の第 3 条には、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

わかりやすい例では、2012 年 12 月 23 日、大阪府大阪市の市立桜宮高校の男子生徒(高 2)がバスケットボール部の顧問による体罰を苦にして自殺した事案も、高校生で分別があるのに、故意に死亡したので、支払われないということです。

また、学校でのいじめを苦に自殺行為をし、重い障害を負ったとしても、その医療費を全額家族が負担しなければならないということです。

学校生活に起因する悩みにより、鉄道自殺した場合の賠償金も家族が負担しなければならず、補助が受けられないということは、家族をも精神的に、経済的にも追いつめます。

#### 【参照】

文科省発表の平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/12/1354076.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/12/1354076.htm) P93-94)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令

(平成十五年八月八日政令第三百六十九号 最終改正：平成二七年三月三十一日政令第一六七号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15SE369.html>

3 条 災害共済給付の給付基準

7 センターは、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為によ

り、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。

8 センターは、高等学校及び高等専門学校災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

民事裁判で訴えられている内容について

武田ウェブサイト「日本の子どもたち」から

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/message2014/me140322.html>

高校生の自殺で見舞金の支払い拒否、遺族は最高裁へ上告 2014/12/16

<http://n-knuckles.com/case/society/news001832.html>

2016年2月5日 最高裁第二小法廷 棄却。受理せず。

## 2. 学校が自殺原因は学校にあると認めなければ、申請さえしてもらえない

2006年10月11日、福岡県筑前町の中学2年の男子生徒、「いじめられて、もう生きていけない」との遺書を残して自宅納屋で自殺したことをきっかけに、従来は学校の敷地内及び通学路での自殺でなければ「学校管理下」に該当しないとして支給されなかったものが、学校生活に起因する場合、支給されるようになりました。

しかし、学校が自殺の原因について、いじめや指導死など、学校に要因があると認めない限り、家族が学校原因であることを訴えていても申請してもらえません。

現在、被災者側からの申請がなされる場合には、ほとんど弁護士に依頼して、手続きを進めることが一般です。当然、少なからぬ費用が発生します。まして、子どもを亡くして大変なときに、わずか2年という時効で、親ができるかといえば、かなり難しいと思われます。

自殺の原因について、裁判で争ったとしても、遺族側が学校原因の自殺であると立証することは極めて困難なことから、いじめと自殺との因果関係を認めた判決は極めて少数です。

しかし、2010年10月23日、群馬県桐生市の市立新里東小学校の上村明子さん（小6・12）が自殺した事件では、生前から両親が学校にいじめへの対応を求めていたにも関わらず、桐生市が設置した第三者調査委員会が、いじめを自殺の「大きな要因の一つ」と位置づける一方で、「唯一の原因とは判断できない。家庭環境などの他の要因も加わり、自殺を決意した」と結論。民事裁判で争った挙句、高裁で市側と和解。① 桐生市は明子さんが自ら命を絶ったことに哀悼の意を表明する。② 桐生市は明子さんがいじめを受けていながら、十分な措置を講ずることができなかったことについて謝罪する。③ 桐生市はいじめに対する安全配慮義務の不完全履行についての解決金（調査報告義務違反を含まない。）として金150万円を支払う。

など、いじめが原因と認められたにも関わらず、直接的な因果関係が認められたわけではないからとセンター側が給付を拒み、現在、係争中です。

他の多くの自殺事案では、いじめが自殺のすべての原因と認められたわけでもなくとも死亡見舞金が支給されています。

また、自殺対策基本法 第2条2項に「自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものである」と書いてあるように、自殺原因を1つに絞ったり、原因の全てを解明することなど不可能なことです。

ケースによって、それも特に学校や教育委員会の抵抗の度合いによって、給付が大きく左右され、極めて恣意的に運用されていると感じざるを得ません。

自殺対策基本法 第14条には、「国及び地方公共団体は(略)学校における心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。」、第16条には「自殺発生回避のための体制の整備」とありますので、たとえ100%学校が原因ではないにしても、少なくとも学校は防止する義務を怠ったことになるのではないのでしょうか。

日本スポーツ振興センターから給付を受けるということは、金銭的なこと以上に、「亡くなった子どもの名誉を守る」「記録としてきちんと残し、再発防止につなげる」という意味があります。

#### 【参照】

##### 第4条 (給付金の支払の請求及びその支払)

1 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者(法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。)又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする。

いじめ自殺裁判結果一覧(武田ウェブサイトから)

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/pdf/20141116%20ijimejisatu%20saiban.pdf>

### 3. センターの給付申請のための資料が学校事故の基礎データになっていることについて

センターの目的の一つには事故防止があり、給付のためにセンターに提出された申請書類が、学校事故の再発防止のためのほぼ唯一の蓄積されたデータになっています。

柔道事故が脚光を浴びて、具体的な対策がとられるようになったのも、名古屋大学准教授の内田良先生が、センターのデータを分析したことが一つのきっかけでした。

しかし、学校が被災者に内容を見せずに申請書類をセンターに提出するために、学校にとってマイナスになることは一切書いていません。時には明らかな嘘さえまかり通っています。

その肝心なところを隠したデータを基に、再発防止策を立てたところで、正しい対策にはなりません。

申請書類に記入すべき内容も極めてあいまいです。

被災者に予め申請内容を確認してもらうなど学校以外の人間がチェックできる体制をつくり、積極的に正しい情報収集に努めることこそが、事故の再発防止につながると思います。

#### 【参照】

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(平成十四年十二月十三日法律第百六十二号 最終改正:平成二七年三月三十一日法律第一二号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0162.html>

### 第3条 (センターの目的)

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園(第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。)の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 申請書類について

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/download/tabid/81/Default.aspx>

### 申請フォーマット

[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/kyosai/pdf/H23.11.7\\_bessi\\_1-1.pdf](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyosai/kyosai/pdf/H23.11.7_bessi_1-1.pdf)

## 4. センターと文科省との人事交流について

教育予算がどんどん削られるなかで、これらの人事は本当に必要なものなのでしょうか。ただの慣例になっているのではないのでしょうか。

### 【参照】

<http://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/67/Default.aspx>

<http://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/70/Default.aspx>

<http://www.jpnsport.go.jp/corp/Portals/0/kyuuyokouhyou26.pdf>

以 上